平成２４年（フ）第１８０号
広島県福山市沖野上町２丁目７番14号　南荘２号、旧住所広島県福山市熊野町甲720番地
債務者　柳井　英雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８４号
広島県福山市南手城町１丁目13番21号、旧住所広島県福山市南手城町４丁目26番27号
債務者　小山　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８５号
広島県福山市南手城町１丁目13番21号、旧住所広島県福山市南手城町４丁目26番27号
債務者　小山　　功
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８６号
広島県福山市南手城町１丁目13番21号、旧住所広島県福山市南手城町４丁目26番27号
債務者　小山二三子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９０号
広島県福山市川口町４丁目４番５号
債務者　竹森　祐樹
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９４号
広島県福山市南手城町１丁目23番20号
債務者　塩飽　幸男
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５６号
高知県宿毛市片島６番45―21号　片島荘102号
債務者　門谷　公輔
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５７号
高知県宿毛市片島６番45―21号　片島荘102号
債務者　門谷　將子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５９号
高知県幡多郡黒潮町入野796番地
債務者　小田　廣吉
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６０号
高知県幡多郡黒潮町入野796番地
債務者　小田　邦子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６１号
高知県四万十市渡川３丁目６番39号　川上アパート201号室
債務者　細川　明伸
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４０号
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原65番地
債務者　池澤　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
神戸市東灘区渦森台２丁目12番102号
債務者　藤尾　　潔
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６３号
神戸市北区甲栄台１丁目13番１―637号
債務者　苗村　秀彦
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６４号
神戸市兵庫区下沢通３丁目１番26号　吉中マンション203号
債務者　苗村　享由
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６５号
神戸市兵庫区下沢通３丁目１番26号　吉中マンション203号
債務者　苗村　榮子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４６号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目11番35号
債務者　茂山　吉秀
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで神戸地方裁判所第３民事部